

2010（平成22）年4/7のヘイトスピーチ暴力集団による襲撃の中での
宮井将による眼鏡窃盗破棄事件の民事賠償

準 備 書 面（1）

2014（平成26）年2月13（木）

大阪高等裁判所第4民事部ニA 御中

控 訴 人

戸田 久和（とだ ひさよし）

【1：控訴理由書の一部を訂正し、「個人としての慰謝料」を追加する】

1：控訴理由書2ページ下段の「6： A：」の部分で、「A：検事調書では警察調書では・・・」と書いたのは、「A：検事調書では・・・」の間違いなので、「警察調書では」の部分を削除する。

2：控訴理由書の「慰謝料の算定」部分において、「公人（議員）及び準公人（市議復活準備中である事が公然たる事実）」の立場からの慰謝料にのみ触れて、「私人」（＝個人一般）としての慰謝料に触れていなかったのを、これを訂正し、「私人としての慰謝料」も追加する。

3：事件当時、控訴人は市議時代よりも収入が格段に低く、平日日中は会社員勤務に拘束されるがゆえに自由に使える時間は比較にならない程少なかった。

そういう状況の中で被控訴人の暴行窃盗によって突然に日常生活に不可欠の眼鏡を失ったために新たに眼鏡を調達し、6万5300円もの出費を余儀なくされたのは非常に大きい打撃だったし、警察が強制捜査をするように被控訴人らの集団暴行事件を立証して告訴状や証拠書類を作り、世論喚起すべく宣伝する時間労力金銭の投入は精神的にも大きな苦痛であった。

加えて、被控訴人らがネットでの宣伝の中で控訴人からの強奪を自慢し、控訴人を侮辱する言動を流している事も、控訴人にとっては精神的に大きな苦痛だった。

4：さらに、被控訴人が告訴後2ヶ月半でようやく逮捕されたものの、検察調書で「謝罪や弁償の意志」を述べる事で略式起訴一略式裁判に進んで罰金刑のみで「事件終了」させて、実際には何の謝罪も弁償もしない事によって、控訴人は「次に襲撃被害に遭った場合、控訴人が多くの労力を払ってたとえ幸運にも逮捕起訴させる事が出来たとしても、慰謝料はおろか損害物品の実費やケガの治療費実費すら補償されず、全く一方的なやられ損になってしまう」、「襲撃した側はたとえ逮捕起訴されても、少額の罰金を払うだけで控訴人に物心両方で損害を与えられるから襲撃衝動に歯止めがかからない」、という不安を感じ続ける事になる。

その事も控訴人にとっては精神的に大きな苦痛だった。

5：以上を考え合わせると、控訴人が「私人として受けた精神的苦痛」に対する慰謝料は30万円を下らない。

また、「理由書」では【5：】部分の一部数字に間違いがあったので、これも訂正する。従って、控訴理由書の8ページの【5：】の部分は、下記のように訂正する。

↓↓↓

【5：算定合計慰謝料が最低でも148万8800円であり、「50万円」は少額訴訟

【に合わせたものに過ぎず、50万円全額認定されるべき】

1：以上述べた事を整理すれば、控訴人が算定した慰謝料は、

A：「労力と人件費と物件費」として、

HP更新作業費用：28万8000円、

HP更新以外の作業対価：50万円

紙やインクの代金：10万円

~~~~~

合計：88万8000円、を下ることではない。

B：精神的慰謝料として、「私人として」30万円+「公職者として」30万円 で、

合計 60万円、を下回るものではなく、

C：その合計=A+Bは、148万8000円 を下回るものではない。

2：以上の算定の上で、控訴人は機敏に賠償判決を得るために、「60万円以下」を対象とした少額訴訟を戦術的に選択して、「眼鏡代金6万5300円」を考慮して訴状での慰謝料請求を「50万円」として、枚方簡易裁判所に提出したものであり、最低限、この50万円が満額認定されるべきである。

~~~~~

【2：本件審理にあたって高裁裁判官に特に訴えたい事】

1：本件は、ヘイトスピーチ勢力（民族差別暴力勢力）が個人に対して実行した暴力襲撃の実行犯が逮捕起訴され有罪になったという、非常に希なケースです。

この勢力は、何十人かそれ以上の規模の警官が見ている前で、街頭において自分らに反対の意志を表示する活動家を襲撃するだけでなく、一般の通行人がちょっと不快な顔をただけでも、彼ら彼女らがそう認識しただけで、そういう一般市民にまで牙を剥いて襲いかかるという蛮行を、全国各地で数々行なってきました。

そしてその様子を自ら動画撮影してネットにアップして自慢して賛同者を増やす、という無軌道な事も重ねてきました。

（本件以前にネットで動画アップされ控訴人が知っていた有名な街頭暴力の一例としては、2009（平成21）年3/27（日）、秋葉原で在特会の「外国人参政権反対デモ」が1人の男性に集団暴行する動画があり、非常に深刻に捉えました。）

彼ら彼女ら自身は自らを「行動する保守」と称してきましたが、そのあまりの凶暴ぶりから社会運動に関わる人々からは「襲撃する保守」という名称で認知されています。

（・・・甲第9・10・11・12号証など）

2：本件が逮捕起訴に至ったのは、「理由書」に書いたように、控訴人の勇気と知名度と努力が社会的圧力となつての事ではありますが、それ以前の土台として、襲撃の可能性を考えて予め動画デジカメのスイッチを入れて通行していたおかげで、襲撃の様子をかなり撮影する事ができ、それを控訴人のHPでアップして世論喚起しつつ刑事告訴の証拠として提出できた事が大きく作用しています。

全国各地で起こった襲撃事件で、被害者側が動画撮影していた例は全くありません。

（仮にあったとしても、誰も恐れて提訴しないので、証拠として使っていません）

もちろん、ヘイト集団が街頭に出る時は警察集団が必ず同行し、撮影もしているのですが、

それが被害者救済のために使われる事はないし、警察が通常行なうべき規制や逮捕をしないので、ヘイト集団は「何をやっても逮捕されない」という安心感の下にやりたい放題するのが通例でした。

現に、本事件の前の2010（平成22）年の1月に西宮駅頭で従軍慰安婦問題を宣伝していた人達がヘイト集団に襲撃されて一人が突き飛ばされて負傷していますし、1月～3月の大阪駅前歩道橋上での従軍慰安婦問題を宣伝も、ヘイト集団と警察の規制でかなりの圧迫を加えられています。

控訴人は、そういう事実を運動情報として詳しく知っていたからこそ、「200人以上の警官が警備中の現場であろうとも、用心して、襲撃された時に証拠として使う事を考えて、動画デジカメのスイッチを入れて通行し、襲撃される様子を撮影する事が出来たのです。

- 3：これについて被控訴人は、「警察の誘導・規制を無視して現場に来た」とか「自分達を挑発するように撮影しながら歩いて来た」、「だから襲撃事件が起こったのだ」等の、全くのウソをつき続けています。

事件が起こったのは、従軍慰安婦問題宣伝は予定通り7時半に終了して解散し、従ってこれへの妨害宣伝を意図した被控訴人らの集団行動も終了していた夜8時頃であり、被控訴人らの集団が機敏な解散をせずに歩道橋上にかなりたむろしていたために、警官隊が用心して残っていたのであり、この「天下の往来」において警察が特定の人間の通行を規制したり誘導したりする事はありませんでした。

控訴人達はいったん大阪駅前丸ビルのそばに移動してから散会してそれぞれ帰路につきましたが、それも全て警官達が監視している中での事であり、控訴人は「反ヘイトの活動家」としても警察にも知られている人間ですが、警察から通行路を誘導や規制される事は全くありませんでした。

控訴人は最も合理的な帰路として駅前歩道橋に上がったのであり、やや意外にもヘイト集団がまだ多数残っていたので、用心のために動画デジカメのスイッチを入れてあたりの様子を撮影しながら通行したに過ぎません。

この動画デジカメは電源スイッチを入れて作動するまで3秒ほどかかり、さらにそれから動画スイッチを押さないと撮影出来ないのも、緊急時に備えるためにこうしたのです。

そして案の定、告訴状や提出動画等（甲第号11証各種）にある通り、被控訴人らの集団が控訴人に対して罵声を浴びせ、控訴人が声を返したら激昂して襲いかかって来たのです。

- 4：被控訴人の主張は、双方の集団行動が届出・許可の時刻になって終了した後の、「天下の往来」において、自分らのそばを通る事がけしからん、という得手勝手な思い込みとウソに基づくものに過ぎず、未だにこういう主張を繰り返す虚偽と無反省ぶりに呆れる他ありません。
- 5：それに加えて、（被控訴人も当然承知の上で）被控訴人の仲間が被控訴人が眼鏡の窃盗を自慢しているところをネットで公表し、眼鏡自体も公表するという「自己バクロ行為」を行なった事が最も決定的な要素です。（・・・甲第8号証）

控訴人は襲撃集団にもみくちやにされていたし、そもそも被控訴人の事を全く知りません。

全てを撮影して知っていた警察（被害者事情聴取の過程でそれが判明しました）は、証拠画像を公表するはずがありません。

「4/7 戸田襲撃事件」がネット上で話題になり、控訴人が断固闘う姿勢を表明しており、かつ眼鏡窃盗実行犯が特定出来る動画がネットにアップされていたからこそ、警察が被控訴人の逮捕に動いたのです。

普通の常識で考えれば、窃盗自慢や窃盗品をネットで堂々と公表するなんて事はありませんが、そこが被控訴人らヘイト勢力の異常な所であり、事件当時の警察の甘い対応続きによって、「自分らは『愛国者』だから何をやっても逮捕されないんだ」という異様な「不

逮捕特権意識」に浸っていたがゆえの事です。

被控訴人も含めてヘイト勢力の人間達が如何に非常識で自己中心的で反社会的な意識を持っているかが、この一事に端的に現れています。

6：大阪高裁第4民事部裁判官に考えていただきたいのは、本件のように、希な要素の重なりによってようやく1人だけとはいえ集団襲撃実行犯が逮捕起訴され有罪が確定した、非常に希な事案において、慰謝料が全く認められないならば、民族差別暴力勢力（＝ヘイトスピーチ勢力）の違法な襲撃暴行を抑制する歯止めがなくなってしまう、という事です。

全国で多数の襲撃事件が起こっていますが、被害者の恐怖心、証拠の無さ、加害者特定の困難さ等によって圧倒的多数が「加害のやり放題」になっている事実がある中で、本件のような「襲撃の被害者がちゃんと証拠動画を撮っていて、かつ告訴に膨大な労力を割き、かつ加害者が襲撃窃盗をネット動画で自慢していたので、逮捕・起訴・有罪確定になった」という僥倖が重なった例ですら慰謝料が認められないとすれば、「司法の正義」は存在しないも同然です。

襲撃する側は、「たまさか運悪く少数個人が逮捕有罪になって民事賠償裁判を起こされても、実費弁償判決を受けるだけ」だと考え、極めて安易に暴力襲撃に走りやすくなるでしょう。

そしてヘイトスピーチ勢力が、在日外国人問題や歴史認識問題のみならず、脱原発運動や反基地運動、沖縄連帯運動、被爆者運動、部落解放運動、反橋下運動、君が代強制反対運動、等々、権力側にももの申すほとんど全てのジャンルの運動に対して妨害脅迫の触手を伸ばしている現状にあっては、社会的問題意識を持った運動に関わる人全てにとっては、そういう司法状況であれば、「襲撃を受けないようにするために、ヘイトスピーチ勢力から反感を持たれないように萎縮した活動に自らを限定してしまう」方向に追いやられてしまうでしょう。

ヘイト勢力と断固闘う意志を持った控訴人ですら、もし何度も財物を盗まれたり破壊されたりしても、いくら証拠を揃えて提訴しても、せいぜい実費弁償しか受けられないとすれば、経済的にも精神的にも非常に疲弊して、困難な状況に追いやられてしまいます。

これは「民主主義の破壊」であり「法秩序の破壊」です。

司法がこのような破壊を決して作ってはならない事を高裁裁判官にはぜひ考えていただき、本件慰謝料を認めていただきたく切望いたします。

~~~~~

### 【3：本件襲撃窃盗の本質はヘイトクライム（憎悪犯罪）であり、厳しく罰せられるべき】

1：控訴人が受けた襲撃・眼鏡強奪廃棄は、欧米社会の法規範で言えば「ヘイトクライム」（憎悪犯罪～差別的動機による暴力や、差別発言を伴った暴力、人種・民族・国民的な差異をことさらにターゲットにして行われる差別行為とそうした差別の煽動～）に該当する。

「ヘイトスピーチ」という言葉は、日本では法律用語として成熟していないため、さまざまな意味で用いられ、議論が混乱しがちであるが、欧米や国連基準などでは単なる言論ではなく、ヘイトクライム（憎悪犯罪）のひとつとして捉えられている。

これについては、この問題に造詣が深い東京造形大学教授の前田朗先生の解説文を甲第18号証として今回提出する。

・・・甲第18号証：解放新聞東京版：2014年1月1・15日号4面・5面、の「現代日本とヘイトクライムの動向～ヘイトスピーチは表現の自由の問題ではない」（前田朗・東京造形大学教授）

2：被控訴人は、彼自身のこれまでの書面主張から明らかな通り、  
「従軍慰安婦は存在しなかった！元従軍慰安婦と称する女性達は単なる売春婦に過ぎない！」、  
「世上言われている従軍慰安婦問題は、韓国・中国などが日本を貶めて賠償をたかるために捏造したものだ！」、  
「従軍慰安婦問題で日本政府に謝罪や賠償を求める運動は、日本の敵であり許せない！」  
「従軍慰安婦問題運動に同調したり支援したりする日本人も日本の敵であり許せない！」  
「自分達は愛国者であり、その自分達を非難批判する者は絶対に許せない！」  
という誤った観念に凝り固まっており、それがためにかねてより控訴人を激しく憎悪していて、「控訴人を懲らしめる正義の行動」として本件集団襲撃に加わり、眼鏡を窃盗し廃棄したものである。

控訴人は襲撃された時の感想として、「興奮しまくった猿の大群に襲われた」、という感じがした。個人的には見ず知らずで直接の関係も無い控訴人に対して、なんでここまで口から泡を吹くばかりに憎悪して殴りかかってくるのか、ある種不思議な生き物を見ている感じがしたものである。

事件当時の生々しい様子について、甲第 19 号証として提出する。

・・・甲第 19 号証：控訴人HP内「自由論争掲示板」の 2010（平成 22）年 4/11 投稿  
●「興奮しまくった猿の大群」に襲われた感じ！実況動画に解説をつけてアップ中！

3：また、被控訴人らのような誤った主張を持つ人々が増大してきた事の分析と「ヘイトスピーチは犯罪として規制しなければいけない」という事について、「ネットと愛国」の著者として有名な安田浩一氏の文章を甲第 20 号証として提出する。

・・・甲第 20 号証：雑誌「紙の爆弾」2014（平成 26）年 3 月号 P24～29、  
「大衆メディアにまで拡大する『嫌韓中』の潮流」安田浩一

4：被控訴人らヘイトスピーチ（ヘイトクライム）勢力は、京都朝鮮学校攻撃事件や東京や大阪での「ヘイトスピーチデモ」が一般マスコミでもやっと批判的に取り上げられるようになるや、「自分達愛国者を批判する言動こそがヘイトスピーチだ」というとんでもない詭弁デマをまき散らすようになった。

それが今回被控訴人が出した「準備書面Ⅰ」にも如実に現れている。

ありもしない「在日特権」を信じ込んで、在日外国人や多文化共生社会を作ろうとする良識的な日本人を攻撃して「愛国者」を気取る被控訴人らヘイトスピーチ（ヘイトクライム）勢力が、「息を吐くようにウソをつく連中」と批判されるゆえんである。

5：京都朝鮮学校襲撃事件では、刑事裁判として有罪判決が出され、民事裁判としては京都地裁判決でヘイトスピーチという言葉こそ用いなかったが、人種差別撤廃条約の「人種差別行為」に該当して違法だと認定して 1226 万円もの損害賠償を命じている。（甲第 9・15 号証）

本事件もまた差別憎悪感情に基づく襲撃事件であり、その中での窃盗・器物損壊である。控訴人の種々の損害被害からしても、厳しい慰謝料支払いが命じられるべきである。

6：控訴人が原審の書面において「ヘイトクライムとしての控訴人への襲撃・窃盗・器物損壊」をさほど詳しく論じなかったのは、本件提訴が「襲撃窃盗の犯人が逮捕され有罪確定され、しかも被告が謝罪と弁償の意志を示すことによって略式裁判送りになって軽い罰金刑になったのに謝罪も弁償も実行しないという単純な形式を持つ」案件だから、「事件内容を詳しく説明するまでもなく、賠償と慰謝料支払い命令が出されるのが社会常識からして当然だ」、と考えたからである。

しかし原審判決は、そういう社会常識に全く反して「犯罪被害にあつて、加害者が刑事裁判で有罪確定しても、慰謝料は認定しない」というものだった。

そのため、控訴審において控訴人は襲撃窃盗事件の内容を詳しく説明するものである。

~~~~~

【 4 : 被控訴人準備書面に見られる虚偽とあまりに非常識な自己中心ぶり 】

1 : 控訴人は、被控訴人が眼鏡実費＋金利の 8 万 4658 円を本年 1 月 23 日に書き留め発送で支払った事を受けて、被控訴人の更正に一縷の望みを託して 1 月 25 日に「父上などにこれ以上心配をかけることなく、他人に対して差別的で破壊的な憎悪心を燃やして刹那的な快感を求めるのではなく、普通に回りの人々と心を通わせて自他共栄の人生に歩みを向ける事を願います。」という手紙を出した。

・・・・甲第 21 号証：2014（平成 26）年 1 月 25 日の控訴人から被控訴人への手紙

しかし、被控訴人が行なったのは一片の反省もなくこれまでのウソと非常識な自己中心主義を満開にした 2 月 5 日付け「準備書面 I」を提出することであった。

2 : そもそも、原審で強制執行権付きで認定された賠償金（＋金利。以下ではこの部分を省略する事もある）を被控訴人が支払ったのは、再三再四、控訴人が強い態度を顯示して支払い圧力をかけた成果であつて、決して被控訴人が判決に従って素直に支払ったのではない。

控訴人は、12 月は議会の活動で余裕が無いので、被控訴人自宅の現地調査（12/23）・京都地裁での相談と執行手続き（12/24）のみに留め、執行は新年早々の 1/7（火）とする事を確定させた。

12/24 時点計算で「利子も合計して 7 万 7 4 3 8 円」を得るために、控訴人は京都までバイクで往復：2 回 8 千円（1 回高速 3 千円、ガソリン千円）＋京都地裁への「予納金」4 万円も支出し、被控訴人自宅への差押え執行を 2014（平成 26）年 1 月 7 日午後 2 時と確定した。

その上で、被控訴人に対して 1 2 月 2 4 日及び 25 日に配達証明郵便で「支払い請求書」を送って、「1 2 月 2 7 日（金）までに、全額、現金書留で、当方に送金せよ」と厳しく求めたのである。

・・・・甲第 22 号証：控訴人から被控訴人に対する「支払い請求書」2 通

しかし被控訴人はこれに一向に対応しないので、控訴人はやむなく 1/7 差押え執行を実施した。

この時、玄関に出てきた被控訴人は開口一番、「1 月 10 日に送金する予定でいた」、「控訴したので取り立てはないと思っていた」とかのウソをスラスラとしゃべるのであった。

「控訴したので取り立てはないと思っていた」は全くのウソだし、「1 月 10 日に送金する予定でいた」というのも、このすぐ後に「1 月末までには必ず送金します」という言葉に変化するのだから、これもその場思いつきのウソだった。

被控訴人は「表情ひとつ変えずに平然とウソをつく」才能だけは豊富なようである。

大阪地裁や京都地裁の執行官室で聞いたところでは、昨今は「生活必需品として差し押させ不可」のものが増えたせいもあつて、件数の 8 割くらいが差押え不能で、賠償金取り立ての実効性は 1 割程度で、まして被控訴人のように仕事に就いていないか仕事先不明の場合はほぼ回収できない、という事だった。

実際、被控訴人自宅の自室を執行官が調べてみても、「差押え物無しで執行不能」という結

果であった。

被控訴人はこうなる事を知っていて、「実際には賠償金を支払わなくていい」とタカをくくっていた気配が濃厚だった。

だから控訴人は、被控訴人が1/7執行の時にやっと「1月末までに支払う」という確約をしても気を緩めず、「ギリギリ2/3まで待っても貴殿から全額送金となされない場合は、改めて執行官に通報し、貴殿の経済生活実態についてのご近所での聞き込み調査を含めて、合法範囲内のあらゆる手段を使って「仮借無き取り立て闘争」を開始する事を付言しておく。」との文面の催促ハガキを1/7執行以降毎日送付したのである。

・・・甲第23号証：控訴人による支払い催促のハガキの一部（1/15分と1/16分）

被控訴人については、「裁判判決に従って賠償金を支払う」という当然の事をさせるだけでも、控訴人がこれほどの労力金銭をかけないといけない状態であり、コンプライアンス意識の欠如が甚だしい。

3：被控訴人が言っているのは、

- ・自分の気に入らない「反日言動」をしている者に対しては襲撃窃盗してもいいし損害賠償しなくてよい。もしくはその違法性や賠償責任を減免される。
- ・刑事裁判で有罪になっても罰金さえ支払えば賠償金も慰謝料も支払う必要が無い。
- ・控訴人に謝罪や賠償をしなかったのは、控訴人が被控訴人を非難するからだ。

（非難される原因たる自分の行為は棚に上げて！）

というような事柄であり、その非常識な自己中心ぶりには呆れる他ない。

4：「控訴人が警察の誘導・規制に従わずに歩いてきて自分らを挑発したから襲撃した」という事が全くのウソである事は既に詳しく説明したが、「従軍慰安は存在しないのに、それを捏造して騒いでいる」というのも全くの虚偽である。

5：さらに、被控訴人は「逮捕起訴されたために収入が減って損害を受けた」と言うが、いったいどういう仕事に就いて収入を得ていたのか、なぜか全く説明しようとしない。

原审の出廷の時は立派なスーツとワイシャツネクタイ姿だったので、どこかに勤めているのかと思ったが、平日午後に差し押さえに行った時には在宅していて、部屋の中にめぼしいものが全くない状態だったというから、何も仕事をせずに、同居している父親のすねかじりをしている可能性が非常に高い。

自宅の外見や部屋の様子から考えても、被控訴人が個人的に資産を持っているとも思えない。

被控訴人がどういう職種・業種でどれくらいの収入を得ていたのかを明らかにしない限り、被控訴人の「収入減少」についての言い分は全く信用できない。

そして、そもそも被控訴人の社会的信用を失墜させたのは、控訴人を襲撃し眼鏡を窃盗した事を仲間の動画で自慢してネットのアップされた事に由来するのであって、まさに「自業自得」である。

6：被控訴人らヘイトスピーチ（ヘイトクライム）勢力に顕著なのが、このように「自業自得な事の責任を全て他に転嫁して他を非難攻撃する」という「非常識なまでの自己中心性」である。

こういう輩に対しては、「他人を傷つけたり他人の財物を盗んだり破棄したりしたら実費弁償と慰謝料を払わなければならない」という社会常識を、特に念入りに叩き込んで覚えさせる必要がある。

7：最後に、被控訴人は議員である控訴人がヘイトスピーチ勢力に対して闘う事や行政施策を作っていくことが、議員という公務と無関係なことであるかのように主張しているが、これもとんでもない間違いである。

常識的に考えればすぐに分かるように、「住民の安全と尊厳を守る」事は行政の当然の責務であり、行政がそのようになるようし向けていくのは議員として当然の責務である。

門真市においても当然ながら韓国・朝鮮・中国・ブラジル・フィリピン等々の外国籍住民や外国人が住んでいて、様々な生活を送っている。

お店をやっている人もいれば朝鮮学校に通っている子どもやその家族もいる。

そういう人々が被控訴人達のようなヘイトスピーチ勢力による差別罵倒宣伝や襲撃に会わないよう、万全の対策を講じるのは議員として当然の事である。

ちなみに、ヘイトスピーチ勢力が門真市に乗り込んで差別怒号行動を行なうネタとして考えられるのは、まず門真団地の問題がある。

右派雑誌の「週間新潮」や「サピオ」で「門真団地＝中国人が多い・生活保護者が多い＝一般納税者に迷惑」という差別トーンで取り上げられているし、ヘイト勢力は「生活保護で在日外国人が特権的に優遇されている」とか「在日外国人に生活保護を与えるのは違法だ」とかの差別デマをまき散らしている。

さらに、ヘイト勢力とつながっている「維新の会」の宮本一孝府議は、府議会で「門真団地は低所得者・生活保護者が多くて問題だ。団地規模を半減すべし」という趣旨の差別的質問をして、答弁を引き出している。

そして門真団地とその周辺の一部の住民の中には、中国籍住民や生活保護者に対する差別意識と反感を持つ人も存在している。生活上のトラブルも一部にある。（住民間対立にならないように頑張っている団体個人も多いが）

従ってヘイト勢力が門真団地で差別怒号デモをやるとか、市役所の生活保護の窓口に来るとかは「十分に起こり得る事」なのである。

こういう事実からも、控訴人が議員としてヘイトスピーチ勢力と闘い、市の施策向上を図るのは当然の事である。

以上、るる述べた事を判断し、特に本件が本質としてはヘイトクライム（差別憎悪犯罪）である事を深く考察し、高裁裁判官におかれては控訴人に対する慰謝料の支払いを命じる判決を速やかに出していただくよう、強く要請いたします。

（了）

宮井将に対する損害賠償請求の控訴審

2/13 準備書面添付の証拠説明書 (甲第 18 号証～甲第 23 号証まで)

2014 (平成 26) 年 2 月 13 日提出

控訴人 戸田久和

甲第 18 号証 : 解放新聞東京版 : 2014 年 1 月 1・15 日号 4 面・5 面、の「現代日本とヘイトクライムの動向～ヘイトスピーチは表現の自由の問題ではない」
(前田朗・東京造形大学教授)

甲第 19 号証 : 控訴人 HP 内「自由論争掲示板」の 2010 (平成 22) 年 4/11 投稿
●「興奮しまくった猿の大群」に襲われた感じ！実況動画に解説をつけてアップ中！

甲第 20 号証 : 雑誌「紙の爆弾」2014 (平成 26) 年 3 月号 P 24～29、「大衆メディアにまで拡大する『嫌韓中』の潮流」 安田浩一

甲第 21 号証 : 2014 (平成 26) 年 1 月 25 日の控訴人から被控訴人への手紙

甲第 22 号証 : 控訴人から被控訴人に対する「支払い請求書」2 通

甲第 23 号証 : 控訴人による支払い催促のハガキの一部 (1/15 発送分と 1/16 発送分)